

電 気 需 給 契 約 書

件 名	高槻市総合センター他92施設に係る電力調達		
予定使用総電力量	別紙仕様書のとおり		
契約電力	別紙仕様書のとおり		
単価契約金額 (消費税及び地方 消費税を含む)	基本料金単価		円/kW
	従量料金単価	夏季	円/kWh
		その他季	円/kWh
契約使用期間	別紙のとおり		
契約保証金	免除 (高槻市財務規則 第117条第1号による)		

需要者高槻市（以下、「甲」という。）と供給者（以下、「乙」という。）は、甲が別紙契約施設一覧に定める需要場所（第1条で定義される。以下同じ。）で使用する電気の需給について、仕様書及び2025年3月1日実施の電力売買約款（特別高圧・高圧）（以下、「供給条件等」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、別紙契約施設一覧のとおりとする。

第2条（契約種別・供給電圧）

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、高圧とする。

第3条（契約電力）

契約電力が500kW未満の施設において、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。

また、契約電力500kW以上の施設において、仕様書に示す契約電力が使用できる最大電力となる。

なお、契約電力の変更契約電力が500kW以上の施設において、契約電力を超えて使用した場合、契約電力を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して契約電力を変更することができる。

第4条（需給契約成立日）

需給契約成立日は、令和7年 月 日とする。

第5条（需給開始日）

本契約に基づき電気の需給を開始する日は、別紙契約施設一覧のとおりとする。

第6条（料金適用開始の日）

料金適用開始の日は、前条の需給開始日に同じとする。

第7条（契約の変更及び中止等）

甲が必要と認めるときは、甲は、この契約の変更若しくは履行の一時中止又は乙と協議のうえ契約の解除をすることができる。この場合において、契約書記載の単価契約金額又は履行期間その他契約条件を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲又は乙は、この契約の締結後、乙の発電事情等に変動をきたし、単価契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議のうえこれを変更することができる。

第8条（契約使用期間）

供給条件等の定めにかかわらず、別紙のとおりとする。

ただし、期間内において甲の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

第9条（権利義務の譲渡等）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第10条（契約の保証）

乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料（円）の100分の5以上としなければならない。

3 乙は、第1項各号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項各号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第11条（料金の請求及び支払）

乙は、電気料金を算定のうえ、支払い請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書が提出され、適正と認められたときは、乙の指定する金融機関口座への振込により電気料金を支払うものとし、甲が支払い請求を受けた日から30日以内に乙に電気料金を支払うものとする。

第12条（支払遅延利息）

甲は、電気料金を前条第2項に定める期日までに乙に支払わない場合、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その電気料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（消費税等額を除く。）に年2.5パーセントの割合を乗じて算定した金額を支払い遅延利息として乙に支払うものとする。

第13条（記録の提出）

乙が電気の需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

第14条（甲の催告による解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

第15条（甲の催告によらない解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 乙が高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「同条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(8) 下請負人等が暴力団員等である場合に、甲が乙に対して乙と下請負人等との契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(10) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

第 16 条（談合等不正行為による解除）

甲は、この契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

（２）独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

（３）独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

（４）刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

第 17 条（違約金）

次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の 5 パーセントに相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（１）第 14 条から第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

3 前 2 項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

第 18 条（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

（１）乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

（２）乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、

又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第16条第4号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条（守秘義務）

甲又は乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実及び本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。ただし、第三者からの法令に基づく開示請求に対して開示する場合は、この限りではない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第20条（内部通報）

乙又はこの契約の従事者は、甲の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を甲が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。

第21条（その他の事項）

本契約書に定めのない事項については、供給条件等によるものとする。

2 甲が本契約書及び供給条件等の定めにした場合は、乙は本契約を解消することができるものとする。

3 本契約書及び供給条件等に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲（需要者） 高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

乙（供給者）